1　登録番号　第27173号
2　登録年月日　平成31年１月28日
3　農林水産植物の種類
Angelonia Bonpl.
4　登録品種の名称　Balarcorpin
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA

1　登録番号　第27196号
2　登録年月日　平成31年１月28日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　深海
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
坂本和盛
福岡県久留米市田主丸町地徳2039

1　登録番号　第27735号
2　登録年月日　令和２年１月28日
3　農林水産植物の種類
Alstroemeria L.
4　登録品種の名称　ザルサキュート
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Zanten Breeding B.V.
Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands

1　登録番号　第27771号
2　登録年月日　令和２年１月28日
3　農林水産植物の種類
Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai
4　登録品種の名称　香月
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
二宮敬和
愛媛県宇和島市三間町北増穂592

○農林水産省告示第千六百九十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年一月三十一日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第30001号
2　登録年月日　令和６年１月30日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　Marflor
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Floritec Breeding B.V.
van Hemessenkade 7, 2481BG Woubrugge, The Netherlands

1　登録番号　第30002号
2　登録年月日　令和６年１月30日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　DLFARIS１
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第30003号
2　登録年月日　令和６年１月30日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　DLFKIZO4
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第30026号
2　登録年月日　令和６年１月30日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　WP1723
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
住化農業資材株式会社
大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号

1　登録番号　第30027号
2　登録年月日　令和６年１月30日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　オリゾンネイビー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
住化農業資材株式会社
大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号

○国土交通省告示第千八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十三日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十三日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道鹿児島線	熊本市北区改寄町字塚ノ本一五六三番二から同市北区改寄町字沖野一一六七番二まで	令和七年十一月十四日〇時
宮崎線		

○国土交通省告示第千九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年十一月十三日　国土交通大臣　金子　恭之

一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査並びに危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化等物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化等物質の積載方法その他積付けの検査を行う一般社団法人日本海事検定協会三崎事業所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	神奈川県川崎市川崎区新川通11番３号
変更後	神奈川県川崎市川崎区浅田三丁目１番15号

㈡　変更年月日　令和七年十一月十七日

○防衛省告示第二百五十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が令和七年十一月十一日次のとおり決定された。

令和七年十一月十三日　防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇九九	横須賀海軍施設	横須賀市	国有	土地…約二三、〇〇〇平方メートル 建物…約五〇平方メートル 工作物…ドック 海上自衛隊が艦艇の入渠検証作業を実施するため共同使用する。 使用期間…令和七年十一月十三日から同月二十一日までの間